

実務を学ぶ! 働き方改革対策セミナー

参加無料

働き方改革関連法が2019年4月から中小企業にも段階的に適用されています!

本セミナーでは、中小企業の経営者（人事・総務担当者）に向けて、働き方改革法への実務上の対応と人材不足を乗り越える秘策を分かりやすく説明し、『働き方改革って法律論は分かるけど具体的に何をすれば?』といった疑問を解決するセミナーです。実際の相談事例に基づいた内容を学びます。貴社の就業規則を持参することをお勧めします。

日時：2019年7月3日(水) 13時30分～16時30分(2部制)

会場：松山商工会議所 4階 第二会議室

(愛媛県松山市大手町2丁目5番地7) ※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用の上お越しください。

対象：中小企業の経営者、人事・総務担当者

定員：20名 (定員になり次第締め切ります)

【セミナーの内容】

<p>第1部 13:30 ? 15:00</p>	<p>■働き方改革関連法全体像 ■時間外労働上限規制対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体例で考える上限規制 ・新36協定締結までに ・残業対策 5つの手法と仕事調べ 	<p>講師 藤坂社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 藤坂 優子氏</p> <p><経歴> 平成16年 社会保険労務士試験合格 平成29年 開業登録 平成30年 特定社会保険労務士資格付記</p>
<p>第2部 15:00 ? 16:30</p>	<p>■年次有給休暇5日付与義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間と所定休日を見直す ・計画付与を活用する ・パートタイマーへの付与 <p>■採用・定着 5つの取り組み</p>	<p>講師 たけだ人事・労務コンサルティング 特定社会保険労務士 武田 一展氏</p> <p><経歴> 平成20年 社会保険労務士試験合格 平成22年 開業登録 平成26年 特定社会保険労務士資格付記</p>

申込：申込書にご記入の上、FAXまたは郵送でお申込み下さい。

主催：松山商工会議所

松山商工会議所 経営支援部 経営支援課行

FAX:089-947-3126

7月3日開催『働き方改革対策セミナー』受講申込書

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名		受講者名	